

日本手外科学会認定手外科専門医制度 教育研修講演に関するFAQ

<申請に関して>

- ① Q. 教育研修講演の認定申請は誰でもできるのですか？
A. はい。教育研修講演が行われる学会、研究会、講演会の主催者であれば申請できます。
- ② Q. 教育研修講演の認定申請はいつでもできるのですか？
A. いいえ、教育研修講演開催日の6ヵ月前から3ヵ月前までの間に申請が可能です。

<講師に関して>

- ③ Q. 講師の資格は何か制限はありますか？
A. はい。原則として、日手会の評議員、大学の講師以上または同等以上の方と定められています。
- ④ Q. 講演時間などに規定はありますか？
A. はい。1講演・1演題・1時間を原則とします。
なお、日手会学術集会においてのみ、シンポジウム・パネルディスカッションが対象となりますが、その他の学会・研究会では認められません。

<その他>

- ⑤ Q. 受講料は徴収しなければいけませんか？
A. 特に規定はありませんが、受益者負担の原則下での運営の観点からは、徴収していただくことが望ましいと考えます。金額については主催者の判断にお任せします。
- ⑥ Q. 受講証明はどういう形で行われますか？
A. 認定申請書に記入された必要数に応じ、受講証明シールを実施代表者あてにお送りします。代表者の方は受講者にこのシールを交付してください。受講者はこのシールを専門医手帳または、研修手帳に貼付し記録します。なお、シールの交付は受講後になされるようお願いいたします。受講シールの引換券は日手会ホームページからダウンロードし主催者が自由に加工できるよう現在準備を進めております。この引換券は報告書とともに事務局宛お送りください。
- ⑦ Q. 受講証明シールを紛失したら再発行してもらえますか？
A. いいえ。学会として再発行は致しません。

平成19年8月30日改訂

このFAQは、会員の皆様からの疑問に対して、できるだけ速やかにアップデートしていく予定です。